

## 共同住宅等の建築物に関する指導要綱等の適用範囲

規模及び住戸の形式		現状	廃止以降（H23.10以降）
3階建て以上	全て	佐倉市中高層建築物に対する指導要綱 （ワンルームの場合は、ワンルーム指導要綱を併せて適用）	佐倉市開発事業の手続き及び基準に関する条例
2階建て以下	大規模 1		
	中規模 1	ワンルーム形式以外 （例：1K）	-
		ワンルーム形式 2	佐倉市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱
小規模 1	全て	-	-

- 1 大規模とは、住戸の数が 10戸以上のものをいう。  
中規模とは、住戸の数が 5～9戸以上のものをいう。  
小規模とは、住戸の数が 4戸以上のものをいう。
- 2 ワンルーム形式とは、次のいずれかに該当する住戸によって、全部または一部が構成される共同住宅又は長屋等をいう。
  - ・居室が一つで、専ら単身者用として使用されるもの
  - ・専用面積（ベランダ、バルコニー及びパイプスペース等を除いた面積をいう。）が2.5㎡以下のもの